

○世羅町空き家・空き地バンク設置要綱

平成27年8月10日告示第223号

改正

平成28年3月18日告示第69号

平成30年3月30日告示第82号

平成30年10月1日告示第193号

令和2年5月29日告示第166号

令和3年3月29日告示第61号

令和4年3月24日告示第60号

令和5年3月31日告示第86号

令和6年3月11日告示第77号

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱

世羅町空き家バンク設置要綱（平成22年世羅町告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、世羅町内における空き家・空き地の有効活用を通して、町への移住、定住による地域の活性化を図るため、世羅町空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない又は近く居住しないと見込まれる町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、居住面積が延べ面積の2分の1以下の店舗及び事務所との併用住宅並びに賃貸、分譲を目的とする住宅は除く。

（2） 空き地 第4条第1項に規定する物件登録の申し込み時に、町内に存在し、個人が所有し、個人が居住を目的とした建築物を建築することができ、現に使用していない土地をいう。

（3） 所有者等 空き家・空き地に係る所有権その他の権利により、当該空き家・空き地の売買を行うことができる者をいう。

（4） 空き家・空き地バンク 所有者等から登録申込みを受けた情報を、町内への

移住又は定住を目的として空き家・空き地の利用を希望する者（以下「利用者」という。）に対し情報を提供するシステムをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家・空き地の取引を妨げるものではない。

（空き家・空き地の登録）

第4条 空き家・空き地バンクに空き家・空き地の登録を受けようとする所有者等は、世羅町空き家・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）に世羅町空き家・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）及び本人確認書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、空き家・空き地バンク物件登録台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、世羅町空き家・空き地バンク物件登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定による申請内容が、次の各号のいずれかに該当し、登録物件として適当でないと認めたときは、登録を行わないことを決定し、その理由を付記し、世羅町空き家・空き地バンク物件登録不登録通知書（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。

（1） 空き家においては、当該空き家が第2条第1号の空き家条件を満たしていないもの

（2） 空き地においては、当該空き地が第2条第2号の空き地の条件を満たしていないもの

（3） 当該申込者が第2条第3号の所有者等の条件を満たしていないもの

（4） 空き家においては、当該空き家が老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

（5） 空き地においては、当該空き地が居住を目的とした建築物を建築することができないもの

（6） 相続や境界の問題等により、売買契約ができないもの

（7） その他町長が空き家・空き地バンクへの登録が適当でないと認めたもの

5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家・空き地で、空き家・空き

地バンクに登録することが適當と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家・空き地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、世羅町空き家・空き地バンク物件登録変更届出書（様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した世羅町空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、町長に提出しなければならない。

(登録物件の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家・空き地に関する登録を抹消し、世羅町空き家・空き地バンク物件登録抹消通知書（様式第6号）をもって物件登録者に通知するものとする。ただし、第5号に該当することにより物件登録の抹消を受けた者は、改めて第4条第1項の規定による物件登録の申込みを行うことができる。この場合、町が物件の再調査を行い、適切であると認めた場合に限り、再度物件登録を受けることができる。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったもの
- (2) 世羅町空き家・空き地バンク物件登録抹消願い書（様式第7号）により、物件登録者から登録抹消の依頼があったもの
- (3) 物件登録内容に虚偽があることが判明したもの
- (4) この要綱の規定に違反することが判明したもの
- (5) 物件登録された日から2年が経過したもの
- (6) 空き家・空き地物件の売買契約が成約したことが明らかなもの
- (7) 売買を目的とした空き家・空き地バンクへの登録ではないことが判明したものの
- (8) その他町長が抹消する必要があると認めたもの

(空き家・空き地情報の公開)

第7条 町長は、町のホームページへの掲載、物件登録内容の閲覧、その他の方法により空き家・空き地情報を公開するものとする。ただし、物件登録者が希望しない方法については、この限りでない。

(空き家・空き地バンク利用者の申請要件)

第8条 空き家・空き地バンクの情報を利用し空き家・空き地の紹介を受けることが

できる者は、次の全ての要件を満たしている者とする。ただし、空き家においては第2号を、空き地においては第1号を除く。

- (1) 空き家においては、当該空き家の延べ面積の2分の1以上を居住面積とし、空き家を居住の用に供することを目的としており、当該空き家の所在地に住民票をおき定住する意思のある者
- (2) 空き地においては、当該空き地に個人が居住を目的とした建築物を建築し、当該建築物の所在地に住民票をおき定住する意思のある者
- (3) 町内に居住の用に供することができる建物（共同住宅、併用住宅を含む。）及び土地を所有していない者
- (4) 定住し、地域の活性化に寄与できる者
- (5) 定住し、地域住民と協調して生活できる者

(利用登録)

第9条 前条の申請要件を満たし、空き家・空き地バンクを利用し情報の提供を受けようとする者は、世羅町空き家・空き地バンク利用登録申込書（様式第8号）及び誓約書（様式第9号）により町長に空き家・空き地バンクの利用を申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めたときは空き家・空き地バンク利用登録台帳に登録し、世羅町空き家・空き地バンク利用登録完了書（様式第10号）により当該申込者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録を完了した者（以下、「利用登録者」という。）に対し、必要に応じて、空き家・空き地バンクに物件登録された情報を提供する。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第10条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、世羅町空き家・空き地バンク利用登録変更届出書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録抹消等)

第11条 町長は、利用登録者が、利用登録から2年を経過したときは、空き家・空き地バンク利用登録台帳から抹消する。また、利用登録者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、空き家・空き地バンク利用登録台帳の登録を抹消するとともに、世羅町空き家・空き地バンク利用登録抹消通知書（様式第12号）を当該

利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者本人から登録抹消の申出があったとき。
- (2) 利用登録申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 利用登録者が、第8条に定める規定に該当しなくなったとき又は、該当しないことが明らかとなったとき。
- (4) 空き家・空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると町長が認めるとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 利用登録者は、利用登録から2年を経過したときは、改めて利用登録申込を行うことにより、再登録をすることができる。

(物件登録者と利用登録者との交渉等)

第12条 町長は、物件登録者及び利用登録者による空き家・空き地の売買の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(空き家・空き地購入報告)

第13条 利用登録者が空き家又は空き地を購入したときは、住宅への転居後1箇月以内に世羅町空き家・空き地バンク物件購入報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 転入又は転居後の世帯員全員の住民票の写し
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 購入をした不動産の登記簿謄本の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 物件登録者と利用登録者間で、空き家又は空き地の売買を決めた日から、前項に定める世羅町空き家・空き地バンク物件購入報告書を提出するまでの間、町長は、売買契約、不動産の登記及び空き家のリフォーム又は空き地への新築工事等の進捗状況について報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第14条 物件登録者及び利用登録者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家・空き地バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）

を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(暴力団の排除)

第15条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるものは、空き家・空き地バンク制度を利用することができない。

2 前項の規定により利用を制限する範囲には、利用登録者の同居者も含めるものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月10日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日告示第69号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第82号)

この告示は、平成30年4月1日施行する。

附 則 (平成30年10月1日告示第193号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日告示第166号)

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日告示第61号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日告示第60号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第86号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月11日告示第77号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

世羅町空き家・空き地バンク物件登録申込書

年　月　日

世羅町長様

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先電話（_____）

携帯電話（_____）

私は、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、次の内容を誓約及び同意のうえで、同要綱第4条第1項の規定により空き家・空き地バンクへの物件登録を申し込みます。

【誓約事項】

- 「世羅町空き家・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）」及び「世羅町空き家・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）」の記載事項に偽りなく、要綱を遵守するとともに、空き家・空き地に関する交渉及び契約に関する事項において、当事者間で誠意をもって行います。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 空き家・空き地バンクを通じて得た個人情報を、利用目的以外に利用しません。
- 空き家・空き地バンク登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ます。

【同意事項】

- 町又は本事業の業務委託事業者が、登録物件及びその所有者等の確認を行うため、関係機関に照会し、調査すること。
- 町又は本事業の業務委託事業者が、登録物件の詳細調査（立ち入り調査、写真撮影、間取り図の作成等、物件の確認に必要な調査）を行うこと。
- 物件登録カードの記載事項及び登録物件の詳細調査により得た情報等を、本事業の利用登録者への情報提供及び世羅町等のホームページへの掲載により開示すること。
- 空き家・空き地に関する交渉、契約及びトラブル等に関わる全てについて、契約成立後も含め、町は一切関与しないこと。
- 空き地バンクにおいては、当該物件を、不動産仲介会社にも登録すること。

※世羅町では、個人情報の保護に関する法令の規定を遵守します。申し込み時に取得した個人情報のうち、物件情報（物件の概要、売買価格等）は、世羅町ホームページ等を通じて情報公開します。また、物件の詳細情報（現況写真、所在地、関係地図等）及び物件所有者等の個人情報は、本事業の業務委託事業者及び本事業の利用登録者に提供し、本事業の目的に従い利用します。

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

世羅町空き家・空き地バンク物件登録カード

登録番号	一		※空き地バンク登録の場合は、必要事項のみご記入ください。		
物件所在地	世羅町大字 番地				
所有者等	住所	〒 -			
	ふりがな 氏名				
	電話		携帯番号		
	E-mail				
物件の概要	土地	m^2 (坪)	構造		補修の要否
	建物	1階： m^2 (坪)	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 二階建て	<input type="checkbox"/> 補修は不要
		2階： m^2 (坪)			<input type="checkbox"/> 多少の補修必要
		延床： m^2 (坪)			<input type="checkbox"/> 補修中
登記状態	<input type="checkbox"/> 登記済み	<input type="checkbox"/> 未登記	<input type="checkbox"/> 抵当権有	<input type="checkbox"/> 抵当権なし	
建築年月日	年 月 (築 年)		空き家時期	年 月から (年)	
条件	希望価格	希望売却価格 円	※価格以外の条件がある場合は特記事項		
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> その他	主 要 施設 への距離	役場(支所)	km
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> なし		消防署(出張所)	km
	水道	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ボーリング <input type="checkbox"/> 井戸		警察(駐在所)	km
	下水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他		病院(医院)	km
	風呂	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他		小学校	km
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> くみ取り		保育所	km
	車庫	<input type="checkbox"/> 有(台) <input type="checkbox"/> なし		スーパー	km
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有(台) <input type="checkbox"/> なし		郵便局	km
付帯物件	<input type="checkbox"/> 倉庫(棟) <input type="checkbox"/> 納屋(棟) <input type="checkbox"/> 蔵(棟) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> なし				
付帯農地等	<input type="checkbox"/> 畑(m^2) <input type="checkbox"/> 田(m^2) <input type="checkbox"/> 山林(m^2) <input type="checkbox"/> なし				
特記事項					
受付年月日	年 月 日	現地確認日	年 月 日		
登録日	年 月 日	登録有効期限	年 月 日		
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他			
※本人確認書類 1 免許証 2 保険証 3 マイナンバーカード 4 その他()					

※その他説明事項がある場合は、特記事項へ記載してください。なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、町は一切の責任を負いかねます。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

世羅町長

印

世羅町空き家・空き地バンク物件登録完了書

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第4条第3項の規定により、空き家・空き地バンクへの登録が完了したので通知いたします。

登録番号： 第 号

物件登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※登録内容に変更が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

世羅町長

㊞

世羅町空き家・空き地バンク物件不登録通知書

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第4条第4項の規定により、次の理由により空き家・空き地バンクに物件登録ができませんので、その旨を通知いたします。

物件登録申込日： 年 月 日

物 件 所 在 地：

不 登 録 理 由：

様式第5号（第5条関係）

年　月　日

世羅町長様

住所 _____

氏名 _____

世羅町空き家・空き地バンク物件登録変更届出書

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第5条の規定により、空き家・空き地バンク物件登録台帳の変更をお願いします。

登録番号： 第一 号

変更内容： 様式第2号による

変更理由： _____

※登録内容に変更が生じた場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、併せて提出してください。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

世羅町長

印

世羅町空き家・空き地バンク物件登録抹消通知書

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第6条の規定により、空き家・空き地バンクへの物件登録を取り消したので通知します。

登録番号： 第 号

抹消理由：

物件登録抹消日： 年 月 日

様式第7号（第6条関係）

年　月　日

世羅町長様

住所

氏名

世羅町空き家・空き地バンク物件登録抹消願い書

私は、次の理由により空き家・空き地バンクへの登録を取り消したいので、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第6条の規定により願い出ます。

登録番号： 第　　一　　号

抹消理由：

様式第8号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

年　月　日

世羅町長様

世羅町空き家・空き地バンク利用登録申込書

私は、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第9条第1項の規定により、申し込みます。

申込者	郵便番号	〒　　一			
	住 所				
	ふりがな 氏 名			年 齢	歳
	電 話		携帯電話		
	E-mail				
	職 業		勤務先		
世羅町の空き家・空き地 を 利 用 し た い 理 由 <small>(世羅町を選んだ理由、意義を下さいこと、意 思と取り組む方などを記入してください)</small>					
同居家族 (同居する方のみ)	氏 名	続柄	年齢	備 考	
希望する物件の状況					
立地、環境条件の希望					
売買希望価格	希望価格			円 程 度	
今後の連絡方法等					
※本人確認書類	1 免許証 2 保険証 3 マイナンバーカード 4 その他()				

*本人確認書類は、免許証等のコピーを添付してください。

*世羅町では、個人情報の保護に関する法令の規定を遵守します。この申込書に記載された内容は、本事業の業務委託事業者及び本事業物件登録者に情報提供し、本事業の目的に従い利用します。

様式第9号（第9条関係）

様式第9号（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

世 義 町 長 様

住 所

氏 名

私は、世羅町空き家・空き地バンク制度（以下「空き家・空き地バンク」という。）の利用申し込みに当たり、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、次の内容を誓約及び同意のうえで申し込みます。

【誓約事項】

- 「世羅町空き家・空き地バンク利用登録申込書（様式第8号）」の記載事項に偽りなく、要綱を遵守するとともに、空き家・空き地に関する交渉及び契約に関する事項において、当事者間で誠意をもって行います。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 空き家・空き地バンクを通じて得た個人情報を、利用目的以外に利用しません。
- 空き家・空き地を利用することとなったときは、地域との協調連携に努め、地域の取り決め等を継承します。

【同意事項】

- 利用登録申込書に記載された内容は、本事業の業務委託事業者、本事業の物件登録者及び町が認めた空き家・空き地バンク制度に関わる者に情報を提供すること。
- 空き家・空き地に関する交渉、契約及びトラブル等に関わる全てについて、契約成立後も含め、町は一切関与しないこと。

様式第10号（第9条関係）

第
年
月
日

様

世羅町長

印

世羅町空き家・空き地バンク利用登録完了書

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第9条第3項の規定により、空き家・空き地バンクへの利用登録が完了したので通知します。

登録番号：利第_____号

住所：

氏名：

利用登録日：_____年_____月_____日

有効期限：_____年_____月_____日

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第11号（第10条関係）

年　月　日

世羅町長様

住所_____

氏名_____

世羅町空き家・空き地バンク利用登録変更届

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第10条の規定により、空き家・空き地バンクへの利用登録の変更をお願いします。

登録番号：利第_____号

住所：_____

氏名：_____

利用登録日：_____年_____月_____日

変更内容：_____

様式第12号（第11条関係）

第
年
月
日

様

世羅町長

印

世羅町空き家・空き地バンク利用登録抹消通知書

世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第11条の規定により、空き家・空き地バンクへの利用登録を取り消しますので通知します。

登録番号： 利第 号

住 所： _____

氏 名： _____

取消理由： _____

様式第13号（第13条関係）

年　月　日

世羅町長様

住所_____

氏名_____

世羅町空き家・空き地バンク物件購入報告書

私は、空き家・空き地バンク物件を購入したので、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第13条の規定により報告いたします。

購入した空き家・空き地バンク物件の登録番号： 第_____号

【添付書類】

- 1 転入又は転居後の世帯員全員の住民票の写し
- 2 売買契約書の写し
- 3 購入した不動産の登記簿謄本の写し
- 4 その他町長が必要と認める書類